

ASIAGAP→JGAP 移行ガイド

— ASIAGAPとJGAPの相違点の概要 —

2025年4月22日発行

2026年2月18日更新

はじめに

- この資料では、ASIAGAPからJGAP2022への移行に資する情報として、両者の相違点に関する概要をまとめました。ASIAGAP認証農場におかれては、本ガイドも参考にして頂き、JGAPへの移行を進めてくださいますようお願いいたします。
- GFSIの要求が多数加わっているASIAGAPと異なり、JGAPは日本の農業の実情に応じた必要十分な内容となっています。また、現行版である2022版では、持続可能性に関する内容の強化と、これまでの運用経験を経た改善が加えられたものとなっています。
- 両者の具体的な管理点の内容については、別に示すASIAGAPとJGAPの対比表も参考にして下さい。
- また、実際の運用、審査への対応に当たっては、JGAP2022の総合規則、農場用管理点と適合基準、団体事務局用管理点と適合基準等の原典を確認して頂きますようお願いいたします。
- 日本GAP協会ウェブサイト JGAP2022の基準書の掲載ページ（メニュー「基準文書類＞JGAP(農産)」からお入りください)
<https://jgap.jp/downloads/#jgap-agricultural-products-statement>

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 農場用管理点と適合基準における管理点の数の違い | 4 |
| 審査時間(審査工数)の違い | 5 |
| 非通知審査の運用 | 6 |
| ロゴマーク | 7 |
| 審査時期 | 8 |
| JGAP2022にはない(取り組み不要となる)管理点 | 9 |
| JGAP2022で適合基準の内容が簡易になる管理点 | 12 |
| JGAP2022で追加された(ASIAGAPにはない)管理点 | 15 |
| JGAP2022で適合基準の内容が追加・変更された管理点 | 16 |
| (付録)JGAP+SAについて | 18 |
| 更新履歴 | 21 |

農場用管理点と適合基準における管理点の数の違い

ASIAGAPに比べ、JGAP2022の管理点の数は3割程度減っています。
ASIAGAPには穀物の精米専用項目、茶の仕上茶専用項目がありませんが、JGAP2022にはあり、精米、仕上茶の認証が可能です。青果物のスプラウト類専用項目はASIAGAPとJGAP2022に差はありません。きのこ類専用項目はASIAGAPに比べJGAP2022で「きのこ類の表示」の項目が増えています。

管理点の数

| | ASIAGAP 基本項目 | JGAP 共通項目+農産 専用項目 |
|-----|-----------------|-------------------------|
| 青果物 | 167 | 113 |
| 穀物 | 172 | 116 |
| 茶 | 169 | 114 |

審査時間(審査工数)の違い

管理点の数が少なくGFSI要求がないことにより、JGAPの審査時間はASIAGAPより短くなっています。

個別審査の標準審査工数(栽培・収穫工程＋農産物取扱い工程)

| | ASIAGAP | JGAP |
|-----|---------|------|
| 青果物 | 12時間 | 6時間 |
| 穀物 | 12時間 | 6時間 |
| 茶 | 12時間 | 7時間 |

団体審査の標準審査工数(栽培・収穫工程＋農産物取扱い工程)

| | ASIAGAP | JGAP |
|-------|---------|------|
| 団体事務局 | 8時間 | 6時間 |
| 構成サイト | 6時間 | 4時間 |

※実際の審査時間は農場・団体の状況により標準審査工数から増減される場合があります。

非通知審査の運用

JGAPには非通知審査はありません。

JGAPでは団体審査におけるサイトのサンプリング数の20%を非通知審査とすることもありません。

| | ASIAGAP | JGAP |
|-------|---------|------|
| 非通知審査 | あり | なし |

ロゴマーク

ASIAGAPはGFSI要求により消費者向けの表示が禁止でしたが、JGAPではそのような制限はありません。JGAP認証農場ロゴマークの使用は申請手続きが必要です。

※ ASIAGAPの認証書を示して頂ければ、JGAPロゴマークの発行手数料は無料とします。

ロゴマークの表示範囲

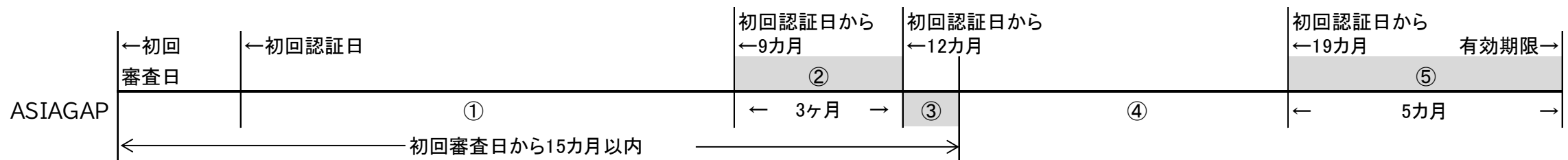
| | ASIAGAP | JGAP |
|---------|---------|------|
| 消費者向け商品 | 不可 | 可能 |
| 業者向け商品 | 可能 | 可能 |
| 名刺・パンフ | 可能 | 可能 |

審査時期

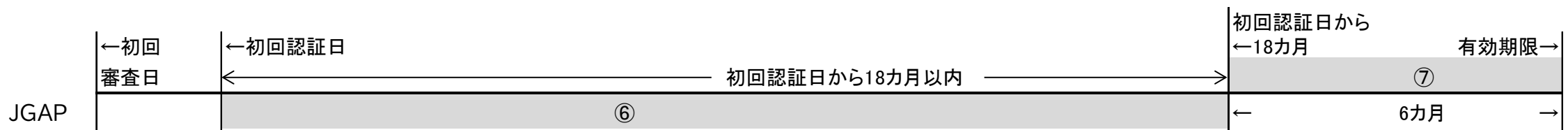
審査時期については以下の表をご覧ください。ASIAGAPに比べJGAPの維持審査の可能時期は大幅に増え、更新審査の可能時期は1カ月増えています。

維持審査について、ASIAGAPの場合、初回認証日から9カ月目～12カ月目の3カ月が基本であり、初回認証日から12カ月目より初回審査日から15カ月目が先の場合、その分が追加されます。JGAPは初回認証日から18カ月以内であればいつでも維持審査可能です(審査時期はリスク評価に応じて認証機関が判断)。

更新審査について、ASIAGAPは有効期限の5カ月前以降に実施、JGAPは有効期限の6カ月前以降に実施



維持審査の可能時期: ②+③ 、更新審査の可能時期: ⑤



維持審査の可能時期: ⑥ 、更新審査の可能時期: ⑦

JGAP2022にはない(取り組み不要となる)管理点①

| | |
|---------|-------------------|
| 1.3 | 農場管理システム |
| 1.3.1 | 食品安全マネジメントシステム |
| 1.4 | 農場管理マニュアルの発行 |
| 1.5 | 農場管理マニュアルの見直し |
| 1.6 | 農場管理マニュアルの最新版管理 |
| 2.2.1 | 食品安全の目標 |
| 2.4.3 | 経営資源の決定・提供 |
| 2.4.4 | HACCPベースのシステムの見直し |
| 穀物3.1.1 | 輪作の計画 |
| 3.2 | 作業記録 |
| 4.1 | 前提条件プログラムの確立 |
| 4.2 | 前提条件プログラムの検証と維持 |

JGAP2022にはない(取り組み不要となる)管理点②

| | |
|----------|--------------------|
| 5.1 | HACCPベースのシステム |
| 5.2 | HACCPチームの編成 |
| 5.9 | 管理手段の検証 |
| 6.1 | 食品防御 |
| 6.2 | 食品偽装の防止 |
| 7.2.3 | 仕入品および提供されるサービスの仕様 |
| 7.2.4 | 仕入先・サービス提供者との取引 |
| 8.1 | インプット/商品の検査 |
| 8.3 | 商品の取扱い |
| 9.1.3 | 商品回収テスト |
| 10.1.1.1 | 適切な表示 |
| 10.1.6 | 出荷量の妥当性確認 |
| 11.10 | 人材育成 |

JGAP2022にはない(取り組み不要となる)管理点③

| | |
|-----------|----------------------|
| 12.9 | 職場環境の整備 |
| 16.1.5 | 水の保管 |
| 青果物16.3.1 | 培養液の排液管理 |
| 16.4 | 水の使用量の把握と節水努力 |
| 17.3 | 従業員用施設 |
| 17.7 | 農産物取扱い施設のレイアウト |
| 17.8 | 設計・配置・施工・保守 |
| 17.12 | 農産物取扱い施設における環境モニタリング |
| 18.1.1 | 容器・車両の衛生管理 |
| 18.7 | 農産物接触面の安全性 |
| 21.3 | 地域社会との共生 |
| 24.3.6 | 再入場の管理 |

JGAP2022で適合基準の内容が簡易になる管理点①

| | |
|----------------------|---|
| 3.1(1.3) | 生産計画:生産性等に関する目標 削除 |
| 3.3(1.4) | 文書・記録の保管:文書の保管削除、保管の管理手段の文書化削除 |
| 5.3(7.1) | 商品仕様の明確化:商品仕様の文書化削除 |
| 5.4(7.2) | 生産工程の明確化:フローダイアグラムの削除 |
| 5.7(7.4) | 管理手段の特定と実施方法:CCPとそのモニタリングを削除し重要性が高いと評価したリスクを追加 |
| 7.2.2 | (10.1.2、C4.1、C5.2.1)仕入先・サービス提供者の評価・選定・モニタリング:評価・船体・モニタリングの手順の文書化・記録の削除、業者の選定が必要な対象を制限 |
| 12.8(3.8) | 家族経営協定:協定の削除 |
| 青果物 16.1.1(C2.1) | 生産工程で使用する水の安全性:リスク評価の実施・記録→ディシジョンツリーによる検討、異常時の記録 |
| 穀物/茶 16.1.1(C2.1) | 生産工程で使用する水の安全性:リスク評価の実施・記録→異常時の記録 |

()は
JGAP2022の
管理点番号

JGAPで適合基準の内容が簡易になる管理点②

| | |
|--------------|---|
| 16.2(C2.3) | 水源等の保護:リスク評価の結果・対策の記録を削除 |
| 17.1(C3.1) | 有害生物への対応:リスク評価と対策、有害生物の発生状況の記録を削除 |
| 17.4(C3.2) | 青果物の保管、穀物の保管:リスク評価の結果の記録、適切な順番での取り扱い手順を削除、洗浄の記録を追加 |
| 17.4(C3.2) | 荒茶及び包装資材の取扱いと保管:リスク評価の結果の記録、パレット取扱い、適切な順番での取り扱い手順を削除、洗浄の記録を追加 |
| 17.5(7.2) | 圃場及び倉庫における汚染と交差汚染の防止:7章リスク評価に統合 |
| 17.6(7.2) | 農産物取扱い施設における汚染と交差汚染及び異物混入の防止:7章リスク評価に統合 |
| 18.2(10.4) | 検査機器・測定機器・選別装置及びその標準の管理:食品安全の確保に必要と判断された測定項目の測定に必要な機器・装置を削除 |
| 18.3(10.1.2) | 収穫や農産物取扱いに使用する容器・備品・包装資材の管理:使用期限の確認を削除 |

()は
JGAP2022
の
管理点番号

JGAPで適合基準の内容が簡易になる管理点③

| | | |
|--------------|--|--------------------------------|
| 20.3(12.2) | 整理・整頓・掃除・洗浄・消毒:食品安全リスクの低減・排除の有効性検証の記録の削除 | ()は JGAP2022 の 管理点番号 |
| 22.1(13.2.1) | 生物多様性の認識:野生動植物のリストの削除 | |
| 穀物23.4(C4.4) | 異種・異品種混入の防止:そばの後作に麦を作付けないを削除 | |

JGAP2022で追加された(ASIAGAPにはない)管理点

| | |
|-----------|----------------|
| 2.7 | 経営の維持・継続のための対策 |
| 10.3 | 毒物・劇物の管理 |
| 青果物/茶10.5 | ボイラーおよび圧力容器の管理 |
| C6.1.5 | 家畜ふん堆肥の安全性 |
| C6.2.2 | 施肥の検証 |
| 青果物M1.7 | きのこ類の表示 |

JGAP2022で適合基準の内容が追加・変更された管理点①

| | |
|---------------------|--|
| 1.2(1.2) | 圃場と施設の地図:地図への記載項目を明記 |
| 2.4(2.5) | 経営者による見直し:見直しのインプットとなる項目を明記 |
| 2.4.2(2.5) | 食品安全文化の醸成の取組み:食品安全文化の醸成→食品安全・労働安全・環境保全・人権の尊重、の意識の醸成 |
| 7.1.1(5.1) | 外部委託先との合意:農場が定めた食品安全のルールへの合意→農場が定めた食品安全・労働安全のルールへの合意 |
| 5.7(7.4) | 管理手段の特定と実施方法:重要性が高いと評価したリスクについて、責任者による作業員へのルールの教育訓練および実施、責任者による遵守状況の定期的な確認とその記録を追加 |
| 穀物11.2.1 (6.1.1) | 責任者による遵守状況の定期的な確認とその記録 |
| 11.5(9.1) | 労働安全の責任者:応急手当の訓練5年以内を追加 |
| 11.7(4.1) | 作業員への教育訓練:責任者による日常的な確認の追加 |
| 12.1(3.2) | 労働力の適切な確保:労働者名簿記載項目の追加(労働基準法準拠) |
| 12.2(3.5) | 強制労働の禁止:人権保護項目の追加 |
| 13.1(8.1) | 作業員及び入場者の健康状態の把握と対策:感染予防措置の追加 |
| 14.1(9.2) | 作業員の労働安全:評価対象項目の追加・変更 |

()は
JGAP2022の
管理点番号

JGAP2022で適合基準の内容が追加・変更された管理点②

| | |
|----------------|---|
| 15.3(C1.3) | 土づくり:土づくり計画書の文書化の追加 |
| 17.4(C3.2) | 青果物の保管、荒茶及び包装資材の取扱いと保管:清掃の記録を追加 |
| 18.6(9.5) | 機械・設備の安全な使用:安全装置の使用、法令に従った公道走行、使用前点検を追加 |
| 19.1(11.1) | 燃料の保管管理:引火防止対策、消火器の要件、農産物・種苗への汚染防止の追加 |
| 19.2(11.2) | 温室効果ガスの発生抑制及び省エネルギーの努力:省エネルギーの計画の文書化、再生可能エネルギーの採用の検討の追加 |
| 23.1(C4.1) | 種苗の調達:ゲノム編集品種の確認を追加 |
| 24.1.1(C5.1.2) | IPMの実践:環境整備・タイミング判断・多様な防除、化学農薬低減の取組みの文書化の追加 |
| 24.1.2(C5.1.3) | 農薬の選択・計画:RACコード確認の追加 |
| 25.3.2(C6.3.2) | 肥料等の保管条件:崩落・落下を防ぐ保管方法、農産物・種苗への汚染防止の追加 |
| 17.6.2(S1.1) | スプラウト類の衛生管理:サルモネラ属菌および腸管出血性大腸菌の陰性が確認できてから出荷を再開を追加 |
| 23.1.1(S1.7) | スプラウト類の種子の安全性:趣旨の処理方法の手順化を追加 |
| 17.6.3(M1.5) | きのこ施設の衛生管理:栽培施設の定期的な清掃、消毒処理を追加 |

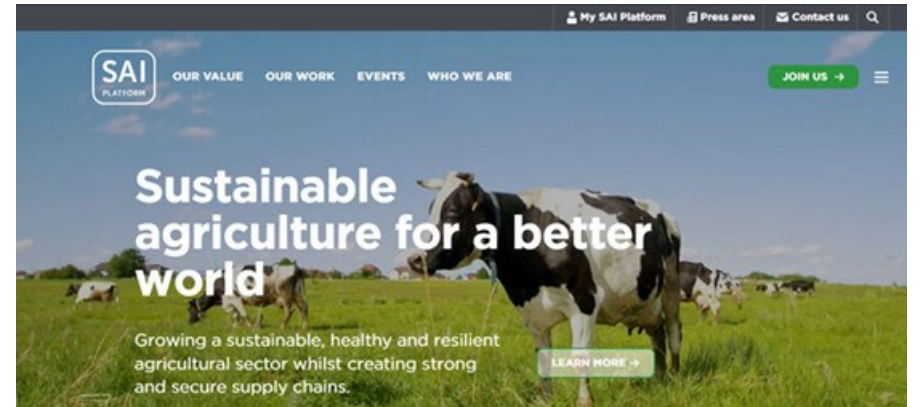
()は
JGAP2022の
管理点番号

(付録)JGAP+SAIについて①

<SAI Platformの評価システム「FSA」について>



持続可能な農業を目指し2002年に設立された国際団体で、農協・製造業・小売業者などフードシステムに関わる幅広い業種から、180以上の組織が加盟



「FSA(Farm Sustainability Assessment)」は

SAI Platformが提供する持続可能な農業の実践を評価するシステム
一般的なGAP認証の要求内容に加え、より詳細な水や土壌の管理、生産者が農地の権利を有していること、人権を重視した労務管理の確認などの点に特徴

- 「FSA」自身が農場に対する評価の仕組みを持つだけでなく、他規格とのベンチマークの仕組みを有しており、その際の適合度は、上からゴールド、シルバー、ブロンズの3段階で示される。

(付録)JGAP+SAについて②

＜「FSA」対応の考え方＞

背景

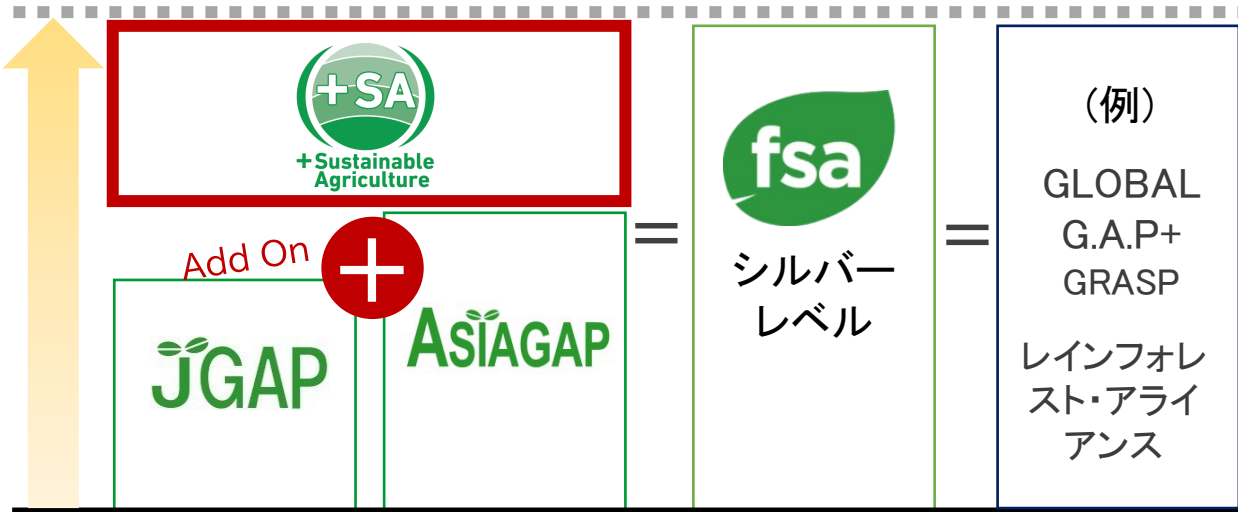
農業の持続可能性を主眼とする「FSA」への世界的な支持が広がっている中、JGAP/ASIAGAPにおいても世界の潮流に対応するため、ベンチマーキングに取り組むこととした。

「FSA」への対応に特化したAdd On(アドオン)規格「+SA」を開発

JGAP/ASIAGAPの両者に対応し、農場のニーズ等に合わせた選択が可能



■ベンチマーキング対応レベル



- 現行のJGAP/ASIAGAPによりベンチマーキングに対応するため、不足点については「FSA」への対応に特化した管理点を付加するアドオン規格とした。
対応レベルは、例えばレインフォレスト・アライアンス、GLOBAL G.A.P.(アドオン規格であるGRASPとの同時取得)と同じシルバーレベル
- このアドオン規格はひとつでJGAP/ASIAGAPの両者に対応するので、どちらの認証取得農場でも対応可能
- 審査は、JGAP、ASIAGAP審査と同時に実施

(付録)JGAP+SAについて③

<アドオン規格「+SA」の内容>

● 項目数は、JGAPで10項目、ASIAGAPで14項目にとどまる。

ASIAGAPの方が項目数が多いのは、最新のJGAP2022が持続可能性に関する項目を強化したことによるもの
「+SA」が対応するのは、JGAP、ASIAGAPともに青果物、穀物、茶。(FSAは畜産を含まないため)

<管理点の主な内容>

1. 土地の利用権があることの確認
2. 透明な商取引の実施
3. 農業経営に関する法令の遵守
4. 販売に関する契約の締結
5. 「FSA」が求める適正な農薬の使用
6. 労働者の適切な採用活動
7. 温室効果ガス低減への配慮
8. 周辺環境に配慮した肥料の取扱い など

<ロゴマーク>

持続可能性を表す+SA規格として独自のロゴマークを適合証明書、宣伝資材、農産物の包装等に表示可能



<運用について>

- 発行:2024年7月1日、運用開始:同11月1日
- 審査員、指導員、農場に向けたオンライン研修あり
- 審査はJGAP審査と同時に実施
- 基準書等については、日本GAP協会ウェブサイト「認証取得」+SAを御覧下さい。

更新履歴

- 2025年5月8日:p.16に5.7, p.17に17.4追加
- 2026年2月18日:p.17の17.4、25.3.2修正